

第41号議案

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

区管内の旅館業における入浴者の衛生および風紀の保持については、「品川区旅館業に関する条例」に基づき指導を行っている。国の厚生労働科学研究によるレジオネラ症対策に係る最新の知見が得られたこと等を踏まえ、旅館業の衛生管理要領が改正され、規定整備のための技術的助言として示された。この改正趣旨を踏まえて、区内の旅館業における気泡発生措置等、貯湯槽の点検や清掃等に関する事項の衛生措置基準について見直すこととなった。

これに伴い、「品川区旅館業に関する条例」（平成24年条例第24号）を改正する必要性が生じたため。

2. 改正内容

(1) 貯湯槽の衛生措置

（旅館業に関する条例第5条第1項第7号エ、同号（ア））

現行の条例では、温泉を貯留する槽のみに衛生管理基準が規定されているが、全ての温水を貯留する槽に対象を拡大する。

また、より適切に清掃および消毒が実施できるよう、汚れやぬめりを除去する旨の規定を追加する。

(2) 浴槽水の消毒の衛生措置基準

（旅館業に関する条例第5条第1項第7号オ（エ））

現行の条例では、浴槽水の消毒方法の例外として「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」と規定しているが、浴槽水の消毒が適切に行えるよう、条例等においてその方法を明確にする。

※モノクロラミン消毒の濃度を3mg/L以上と規定

(3) 気泡発生装置等の構造設備基準（新設）

（旅館業に関する条例第8条第1項第4号エ（キ））

たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃および排水について、新たに規定する。

3. 施行日

- (1) 衛生措置基準 令和4年1月1日
- (2) 構造設備基準 令和3年10月1日

4. 関連規則の改正

品川区旅館業に関する条例施行規則

- (1) 浴槽水の消毒方法に、モノクロラミンによる消毒を追加する。
(旅館業に関する条例施行規則第10条第4項)

品川区旅館業に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>エ <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去する</u>こと。</p> <p>(イ) レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(ア) ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第6号まで省略)</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>エ <u>温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を<u>行う</u>こと。</p> <p>(イ) レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>(ア) ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。</p>

新	旧
<p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、<u>規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(オ) 浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</p> <p>(第8号および第9号省略)</p> <p>(10) 便所に備え付ける<u>タオル</u>等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(第11号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設に係る構造設備の基準)</p> <p>第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 浴室は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の(ア)から<u>(キ)</u>までに定める基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</p> <p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うこ</p>	<p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(オ) 浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</p> <p>(第8号および第9号省略)</p> <p>(10) 便所に備え付ける<u>手拭い</u>等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(第11号省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設に係る構造設備の基準)</p> <p>第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 浴室は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>(アからウまで省略)</p> <p>エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の(ア)から<u>(カ)</u>までに定める基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</p> <p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うこ</p>

新	旧
<p>とができる構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。</p> <p><u>(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であること。</u></p> <p>(第5号から第7号まで省略)</p>	<p>とができる構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。</p> <p>(第5号から第7号まで省略)</p>
<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第4号エに次のように加える改正規定および次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により、経営の許可を受けている営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第8条第4号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、もしくは改築し、または大</u></p>	

新	旧
<u>規模な修繕をする場合は、この限りでない。</u>	